

第4回 鳥栖市学校給食のあり方評価委員会
〔中学校への完全給食の導入・給食センターの建設スケジュール〕

＜確認事項＞

- ・ 第3回評価委員会において、現在小学校で行っている学校給食について、単独調理施設から給食センターへ転換することが妥当であることを合意。

＜中学校への完全給食導入の必要性＞

◇ 鳥栖市の中学校給食の現状

- ・ 鳥栖市の中学校においては、平成20年2月末から、選択制弁当方式による給食を導入しており、平成23年度（7月現在）の申込率は約40%となっている。
（平成20年度：約30%、平成21年度：約40%、平成22年度：約40%）

◇ 中学校での完全給食の意義

- ・ 全国的に生活習慣病が課題となる中で、本来家庭で行うべき「食育」について、国の指導の元に推進されている現状がある。（平成17年「食育基本法」施行）
- ・ 国における中学校への完全給食の実施率は約75%となっており、中学校における完全給食を実施することでの「食育」の意義は大きいと考えられる。

◇ 中学校給食の必要性

- ・ 鳥栖市の選択制弁当方式による給食については一定の評価ができるものの、「中学校での完全給食の意義」の理由から、給食センター建設に伴い、中学校においても完全給食を実施することが望ましい。

＜給食センターの規模＞

◇ 給食センターの調理規模

- ・ 鳥栖市の小中学校の児童生徒数は、ここ数年は増加傾向にあるものの、平成28年の7,200人をピークに減少すると予想される。
- ・ 従って、約7,000食をまかなえる規模の給食センターを建設することが望ましい。

◇ 給食センターの数

- ・ 建設コスト、運営コストといった経済的な合理性の視点で考えると、1施設の建設が望ましいものの、各校への配送時間を短縮すること、万が一事故が発生した場合のリスク分散を考慮すると、市内南北に1ヶ所ずつ、計2箇所の給食センター建設が望ましい。

<給食センター建設のスケジュール>

◇ 給食センター建設に伴う緊急性及び優先性の理由

- ・ 現在の学校給食施設は、衛生面における監督庁である鳥栖保健福祉事務所から、学校給食衛生管理基準を満たしていないことについて、早急な対応を図るよう指摘されており、センター建設に向けた取組を、急ぐ必要があることは第3回評価委員会で確認したとおりである。
- ・ 給食センターは子ども達の安全を守るために建設するものであることから、最優先で取組むべき施策であると考えます。

◇ 給食センター建設時期

- ・ 上記「給食センター建設に伴う緊急性及び優先性の理由」に鑑み、早急に給食センターを建設することが望ましいことから、本来であれば、平成25年度に2施設の建設を目標とすることが最も望ましい。
- ・ 一方、財政面を考慮し、時期をずらして2施設を建設することも想定されるが、その場合も1つ目の給食センター建設後の運用状況等を検証し、速やかに2つ目の給食センターを建設すること。

◇ 鳥栖市の財政状況

- ・ 財政力指数等の財政指標について、他自治体と鳥栖市を比較した場合、鳥栖市は健全な状況であると判断できる。
- ・ 他自治体においても給食センターが建設されている状況から、他自治体よりも健全だと判断できる鳥栖市が給食センター建設を進めることは可能だと判断できる。